

1 - 3 会則及び名簿

かわさきタウンマネジメント機関会則

(目的及び設置)

第1条 川崎駅周辺市街地タウンマネジメント構想（以下「TMO構想」という。）に基づき、川崎都心（中心市街地）の商業まちづくりの円滑な推進を図るため、かわさきタウンマネジメント機関（以下「かわさきTMO」という。）を設置する。

(業務)

第2条 かわさきTMOは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 商業まちづくりビジョンに関する調査研究
- (2) 商業まちづくりビジョンの共有化及び全体事業への理解、合意形成の促進
- (3) 商業まちづくり事業（以下「TMO事業」という。）の協働実施及び実施団体に対する支援
- (4) 新たなTMO事業の企画提案及び協働による事業化の検討
- (5) 行政サイドに対する提案事項の検討

(会員等)

第3条 かわさきTMOの会員は、次に掲げる者であつて、かつ総会の承認を得た者とする。

- (1) TMO構想の対象地区内に店舗、事業所等を持つ個人、法人及び団体
- (2) TMO事業に関心を持つ個人、法人及び団体（市民及び市民団体を含む。）

2 川崎市経済労働局及び川崎区役所の関係職員は、オブザーバーとしてかわさきTMOに参加する。

(会費)

第4条 かわさきTMO及びTMO事業の円滑な運営を図るため、総会の決議に基づき別途定めるところにより、会員から会費を徴収することができるものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は次の理由によって会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき

(退会)

第6条 会員は、相当の事由がある場合には、任意に退会することができる。

2 会員は、かわさきTMOの目的に反する行為をするなど会員としてふさわしくないと思われる

たときは、総会の決議により、退会を命じられることがある。

(会長及び副会長)

第7条 かわさきTMOに会長及び副会長各1人を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、かわさきTMOを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する
る。

4 会長及び副会長の任期は、2年とする。

(タウンマネージャーの設置)

第8条 かわさきTMOは、第2条の業務の円滑な推進のため、商業まちづくりに関する
専門的な

知見により調整的な役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、川崎商工会議所専務理事が委嘱する。

(外部専門家及び専門業者等の活用)

第9条 かわさきTMOは、必要に応じて、専門的技術及びノウハウを有する外部専門家
及び専門業者等を活用するものとする。

(会議)

第10条 かわさきTMOは、次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) プロジェクト部会

(総会)

第11条 総会は、原則として年2回開催する。

2 総会は、かわさきTMOの事業計画及び事業報告、収支予算及び収支決算、会員の入・
退会、

会長及び副会長の選任、タウンマネージャーの選任、会則及び各種規約の制定改廃その
他重要事

項を審議する。

3 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

4 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。た
だし、委任状の提出があるときは出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席会員の3分の2以上の多数により議決する。

(役員会)

第12条 役員会は、原則として月1回開催する。

2 役員会は、第2条の業務の企画立案、実行及び進行管理を行うとともに、これらの円
滑な運営

のためにプロジェクト部会の設置を適時に決定することができる。

3 役員会は、会長、副会長、タウンマネージャー及び自薦又は会長若しくは副会長の推

薦により

会員のうちから選任された者数名で構成する。

(プロジェクト部会)

第 13 条 プロジェクト部会は、第 2 条の業務に関して個別具体的なプロジェクトを实践する。

2 プロジェクト部会は、役員会の指示の下、適任の人員を配置し、必要に応じて開催する。

(会務及び事務局)

第 14 条 かわさき TMO の会務は、川崎商工会議所専務理事が総理する。

2 川崎商工会議所は、かわさき TMO の庶務を行うため事務局を置く。

(委任)

第 15 条 この会則に定めるもののほか、かわさき TMO の運営に関し必要な事項は、会長が総会

又は役員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成 13 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

1 この改正会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正会則の施行日における会長、副会長、会員、タウンマネージャー等は、別表のとおりとする。

附 則

1 この改正会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正会則の施行日における会長、副会長、会員、タウンマネージャー等は、別表のとおりとする。

別表

かわさきタウンマネージメント機関(TMO) 会員名簿

会 員	会長	川崎中央商店街連合会 会長 猪熊 俊夫		
	副会長	川崎駅前商店街連合会 会長 馬場 義弘		
	商店街	たちばな通商店街振興組合	川崎平和通商店街振興組合	川崎銀柳街商業協同組合
		川崎銀座商業協同組合	川崎駅前大通商業協同組合	川崎市東田商店街商業協同組合
		川崎駅前仲見世通商店街振興組合	チネチッタ通り商店街振興組合	砂子一丁目商和会協同組合
		川崎砂子会協同組合	パレール商店会	川崎駅西口商店会
	大型店	株式会社さいか屋	株式会社横浜岡田屋	川崎アゼリア株式会社
		株式会社アトレ川崎店	住商アーバン開発株式会社	ミューザ川崎管理組合
		株式会社プライムプレイス	三井不動産商業マネジメント株式会社	
	金融機関 その他	横浜銀行川崎支店	川崎信用金庫	りそな銀行
		日本政策金融公庫川崎支店	株式会社チッタエンタテイメント	川崎商工会議所
	タウンマネージャー	笹原 克		
	オブザーバー	川崎市経済労働局・商業観光課	川崎区役所・地域振興課	公益財団法人川崎市産業振興財団
	事務局	川崎商工会議所・中小企業振興部		